

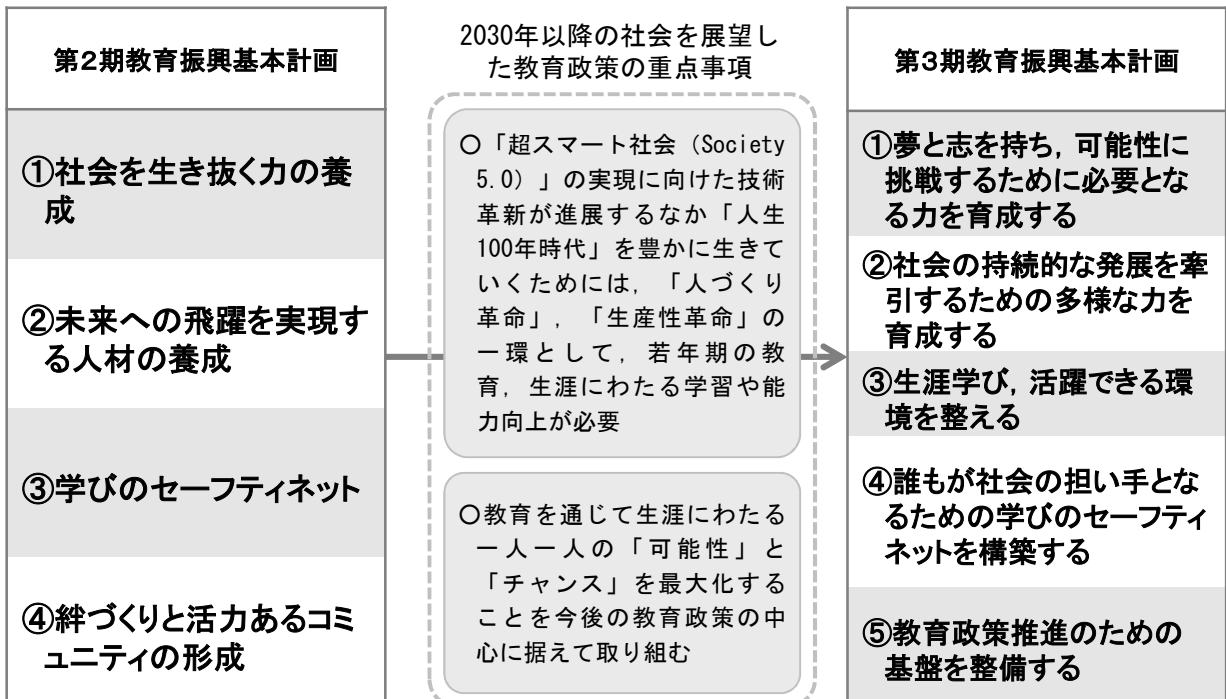
1

国の教育振興基本計画の方向性

国は、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」を閣議決定し、平成30年から令和4年までの5年間に取り組むべき計画を策定しました。その中では、改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要であると、第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承しながらも、個人では「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」を、社会では「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展」を目指すべき姿として掲げています。

【第3期教育振興基本計画の基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する ○ 教育政策の展開に当たっては、国においては関係府省が、地方公共団体においては教育委員会と他の部局が一体となって取組を進めていくことが必要である。同時に、政府や大学等、企業、NPO など様々な主体が連携・協働する必要がある。
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える ○ 客観的な根拠に基づく PDCA サイクルの確立をさらに進めていくことが必要。
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する ○ 施策の評価に当たっては、施策の目的や性質に応じた評価を実施するとともに、短期的視点での結果追求のみにならないように留意しつつ、取り組んでいくことが重要。
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する



2 県の教育振興基本計画の方向性

第3期ひょうご教育創造プラン（平成31年度～令和5年度の5年間）は、基本理念「兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり —「未来への道を切り拓く力」の育成—」を掲げ、めざすべき人間像を「人生100年を通じて知・徳・体の調和がとれ、自らの夢や志の実現に努力する人」「ふるさとを愛し、共に支え合いながら、明日の兵庫を切り拓き、日本の未来を担う人」「日本の伝統と文化を基盤として、創造力と多様な人々との共生の心を持ち、国内外で活動する人」としています。

【 第3期ひょうご教育創造プランの基本方針 】

- | | |
|-----------------------------------|---|
| <p>1 「生きる力」を育む教育の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「確かな学力」の育成、「豊かな心」の育成、「健やかな体」の育成、兵庫型「キャリア教育」の推進、特別支援教育の推進、幼児期の教育の充実、高等教育（大学）の推進 |
| <p>2 子どもたちの学びを支える環境の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の資質・能力の向上、学校の組織力の強化、修学環境の整備・充実、私学教育の振興、家庭と地域による学校と連携した教育の推進 |
| <p>3 人生100年を通じた学びの推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・主体的に生きるための学びと場の充実、文化財等地域資産の活用、「する・みる・ささえる」スポーツ環境づくりの推進 |

